新潟県条例第33号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動別表項」という。)を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法)	(手数料の納入方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りでない。

第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第

手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第 2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に 納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指 定研修実施機関に納めるものにあっては、この限

別表 (第2条関係)

18

(略)

| 手数料を納めなければな 名 称 | 手数料の額

らない者		
(略)		
7 法第70条の2第1項	(略)	(略)
の規定により指定居宅		
サービス事業者の指定		
の更新を受けようとす		
る者(<u>19の項第2号</u> に		
規定する場合に係る指		
定を併せて受けようと		
する者を除く。)		
8 法第70条の3第1項	指定居	1件につき
の規定により特定施設	宅サー	17,200円
入居者生活介護に係る	ビス事	
法第70条第1項の規定	業者指	
による指定居宅サービ	定変更	
ス事業者の指定の変更	手数料	
(利用定員を増加しよ		
うとするものに限る。)		
を受けようとする者		
<u>9</u> (略)		
<u>10</u> (略)		
<u>11</u> (略)		
<u>12</u> (略)		
<u>13</u> (略)		
<u>14</u> (略)		
<u>15</u> (略)		
<u>16</u> (略)		
<u>17</u> (略)		

別表 (第2条関係)

りでない。

手数料を納めなければな	名 称	手数料の額				
らない者						
(略)						
7 法第70条の2第1項 (略) (略)						
の規定により指定居宅						
サービス事業者の指定						
の更新を受けようとす						
る者(<u>18の項第2号</u> に						
規定する場合に係る指						
定を併せて受けようと						
する者を除く。)						
<u>8</u> (略)						
<u>9</u> (略)						
<u>10</u> (略)						
<u>11</u> (略)						
<u>12</u> (略)						
<u>13</u> (略)						
<u>14</u> (略)						
<u>15</u> (略)						
<u>16</u> (略)						
<u>17</u> (略)						

<u>19</u>	(略)
<u>20</u>	(略)
<u>21</u>	(略)
22	(略)
23	(略)

備考

21の項の介護サービス情報を公表される者が 複数の介護サービスを同一の事業所において規 則で定めるところにより一体的に提供している 場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サ ービス情報の公表を1件の公表とみなす。

<u>18</u>	(略)	
<u>19</u>	(略)	
<u>20</u>	(略)	
21	(略)	
<u>22</u>	(略)	

備考

20の項の介護サービス情報を公表される者が 複数の介護サービスを同一の事業所において規 則で定めるところにより一体的に提供している 場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サ ービス情報の公表を1件の公表とみなす。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。